

## 学校法人青葉学園資産運用規程

### (目的)

第1条 この規程は、学校法人青葉学園の資産の運用指針、運用手続等について定め、もって資産の適正かつ効率的な運用に資することを目的とする。

### (資産運用責任者)

第2条 資産運用責任者は、学校法人青葉学園経理規程第6条(経理の責任者)に基づき、理事長が指名した経理責任者(副理事(総括担当))とする。

### (基本方針)

第3条 資産運用は、元本返還が確実であり、資産の流動性、効率性を確保した方法で行う。

### (運用対象)

第4条 運用対象

- (1) 郵便貯金
  - (2) 金融機関等への円建預金
  - (3) 元本保証の金銭の信託
  - (4) 日本国国債
2. 第1項の規定にかかわらず、理事長が特に認めた場合は、第1項に掲げる運用対象以外の商品で運用することができる。

### (運用手続)

第5条 資産運用責任者は、運用に当たっては、予め理事長の決裁を受けることとする。

### (運用報告)

第6条 資産運用責任者は、資産運用の状況及び結果を理事長に報告する。

2. 理事長は毎年度当初に、資産運用の状況等及び当該年度の資産運用方針を理事会及び評議員会において報告する。

### (規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

### 附則

この規程は、平成23年3月23日から施行する。